



創業 及び

空き店舗に出店

する方へ

芦屋町の新たな

補助金 制度が創設！！

芦屋町では、中小企業の新たな事業の創設や、商業振興等を目的に「創業等促進支援事業補助金」と「空き店舗活用事業補助金」が創設されました。これから町内で創業等を予定されている方や空き店舗を利用した新規出店をお考えの方には、お薦めの補助金です。

① 芦屋町創業等促進支援事業補助金

☆補助対象者

芦屋町内で、需要の増大や雇用の創出等を目的に創業（第二創業含む）を行う方

☆補助対象経費

改修等工事費、備品購入費など、創業等に係る**補助対象経費の2分の1（最大100万円）**を補助

☆対象業種

日本標準産業分類に規定する製造業、卸売業、小売業、飲食・サービス業及び生活関連サービス業

※創業計画の実効性を確認するため、事前に商工会へ事業計画書の提出が必要となります。

② 芦屋町空き店舗活用事業補助金

☆補助対象者

芦屋町の商業地域の区域内で、新規に空き店舗を賃借して出店する個人又は法人

☆補助対象経費

空き店舗への出店月から24ヶ月以内の月々の家賃（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、駐車場その他これらに類する費用を除く）に対し、**出店月から12月目までは補助対象経費の2分の1以内、13月目から24月目までは3分の1以内（※最大月額5万円）**を補助

☆対象業種

日本標準産業分類に規定する卸売業、小売業、飲食・サービス業及び生活関連サービス業

上記内容は①、②の補助金の概要です。お申込みに際しては、その他必要事項の詳細が記載されている補助金交付要綱を事前にご確認いただく必要があります。お申込みを検討される方は、商工会（☎222-2111）までご連絡ください。

～補助金を受けるためのポイントセミナー開催～

先月分の同封物でもお知らせしました通り、“補助金を受けるためのポイントセミナー”を下記の日付で開催いたします。ここ数年、アベノミクス政策による中小規模事業者への支援策として、様々な補助金が出てきています。しかし、補助金というのは早ければ発表わずか2週間足らずで締め切ってしまう場合も少なくないため、補助金を獲得するための事前の準備をしっかりとっておきたいものです。この機会にぜひ、奮ってご参加ください！

◇開催日時：**1/19（月） 13:30～16:30**

◇場所：芦屋町商工会 2階大会議室

◇受講料：商工会員 無料、非会員 500円

◇講師：中小企業診断士 林幸一郎氏

◇締切：1/16（金）



商品券換金期限

昨年10月と12月に発行した「にこにこ商品券」の換金期限は下記の通りです。

換金期限

H27.2/13（金）



～新規会員事業所のご紹介～

去る12月9日（火）に開催された理事会で承認されました新規会員の方をご紹介します。

（※敬称略）

企業名・代表者	所在地	業種
一心建設工業(有) 永島 義則	芦屋町西浜町 17-11	橋梁特殊工 とび工
(株)ゆうわ 大古 忠信	芦屋町山鹿 32-59	ディサービス

謹賀新年

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様にはすがすがしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また日頃より商工会活動への多大なご支援とご協力を賜りまして心より感謝申し上げます。今後とも地域を支える経済団体として、商工会組織、役員が一丸となり、地域商工業の発展・地域振興のために尽力、邁進して参りますので、何卒宜しくお願い申し上げます。本年も会員の皆様、ご家族、従業員の方々のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げますとともに、事業の益々のご繁栄を御期待申し上げます。

平成二十七年 元旦

芦屋町商工会
 会長 黒山 敏治
 副会長 占部 吉郎
 他、役員一同 直吉 人郎

確定申告 の準備をお願いします！！

商工会では、個人会員事業所の方を対象に決算・申告指導を行います。例年商工会にて申告手続きを行われている方は、**同封の「決算指導日のお知らせ」で、指導日時をご確認ください。**なお、ご来館の際には、諸帳簿や領収書などを事前に整理した「損益集計表」（商工会にあります）の他、下記の書類をご持参ください。

☆決算指導日にご持参いただくもの☆

- 損益集計表：収入、支出を集計したもの ※集計表は、商工会にあります。
- 確定申告書（所得税・消費税）※消費税は、課税事業者の方のみ税務署から送付されます。 **所得税・消費税確定申告書は、商工会から電子申告（e-Tax）で申告書を送付されている方には、送付されてきませんので、ご持参の必要はありません。**
- 印鑑：認印をご持参ください。（※口座の変更や届出が必要な方は、銀行口座印もご持参ください）
- 各種控除証明書：小規模企業共済、生命保険、地震保険等
- 国民健康保険料納入証明書：役場税務課にて発行
- 国民年金保険料納入証明書：社会保険事務所より郵送

※減価償却資産（車両、備品）の追加、廃棄等があった場合には、その金額、明細のわかる書類や領収書をご持参ください。

※医療費控除がある方は、医療費の領収証をご持参ください。また、領収証は、個人別の病院ごとにまとめてください。

- ◎今年度より申告指導を希望される方は、お早目に商工会までご連絡ください。
- ◎消費税の申告をされる方は、売上の内容や課税・非課税の区別のできている帳簿をご持参ください。
- ◎事務手続きにおいて、相当な時間を要するもの（指定日に連絡なく来会されない方）は、指定の手数料に加え、別途実費（10,000円）をいただきます。

～税理士による税の無料相談会開催のお知らせ～

税に関する相談を下記の日時でお受けいたします。決算前にご相談されたいことなど、お気軽にご相談ください。相談は無料です。お申し込みは、事前に商工会までお電話でお申込みください。

◇日時：**1月 15日（木）**
1月 23日（金）

※時間は、いずれも10時～16時の時間帯です。

◇講師：芦屋町商工会専任税理士
堀江 祐治先生

（担当：平井、畑江）



「第54回商工会全国大会～小規模企業振興基本法～」が安倍総理らを迎え、盛大に開催されました！



昨年11/20(木)、東京・渋谷のNHKホールで「第54回商工会全国大会～小規模企業振興基本法制定記念大会～」が開催されました。全国の商工会関係者から3000人が集い、安倍総理をはじめとして、各政党代表者らが来賓として駆け付け、大会は大いに盛り上がりました。

「小規模企業振興基本法(小規模基本法)」は、平成26年6月に閣議決定され、小規模事業者を“日本経済を支える重要な存在”として捉えなおす大きな指針となる法律です。小規模事業者は、全国385万の中小企業のうち、9割を占めており、日本経済の土台を支える重要な存在といえます。その小規模事業者が“強み”を活かして経営を「維持」「継続」していく事こそが、今後の日本経済を支える存在として期待されています。これまで小規模事業者を支援する施策は行われてきましたが、この法律が成立したことにより、小規模事業者がますます活躍できるよう今後個別の施策や補助金などが実施されることが予想されます。安倍総理も冒頭の挨拶で、「小規模企業振興基本法を成立させた。地域を支える皆様が、しっかり経済活動をできるよう経済政策を進めていく。(※一部抜粋)」と述べています。



アベノミクスの効果は大企業や都市圏を中心に徐々に広がりを見せていますが、商工会が設置されている地方の中小規模事業者にとっては実感の乏しいのが現状です。地域の雇用を担い、地方経済を支える中小規模事業者が潤ってこそ真の景気回復です。商工会は同時に閣議決定された「小規模支援法」に基づき、“行きます！聞きます！提案します！”をキャッチフレーズに小規模事業者に寄り添いながら、事業をさらに充実できるようバックアップしていきます。芦屋町商工会からは黒山敏治会長が出席しました。

第5回 筑前芦屋はしご酒祭りを開催しました！

恒例の“筑前芦屋はしご酒祭り”が、11/6(木)に開催されました。今年は平日開催であったにもかかわらず、チケットは好評のうちに完売！当日は、405名のお客様にご参加いただきました。ラリー終了後に町民会館で行われた大抽選会も大盛況！芦屋の夜に歓声が響いていました。



“親睦バスハイクツアー”を開催しました



会員、家族、従業員の方の親睦を目的に、サービス業部会主催のバスハイクを11/27(木)に開催しました。当日は絶好の行楽日和で32名の参加者で、大分県中津市の“黒田官兵衛ゆかりの地”と湯処別府を見学してきました。



会員同士の絆が深まってとてもよかったです！
はい～！



大盛況！歳末大売出し大抽選会

12/17(水)～12/21(日)に開催された歳末大売出しの大抽選会がスーパーはまゆう特設会場で開催されました。当日は厳しい寒さにもかかわらず、多くの方が抽選に来られ、大盛況に終わりました。



～福岡県“特定”最低賃金改定のお知らせ～

福岡県の最低賃金が下記の通り改定されます。

最低賃金改定のお知らせ		
福岡県の最低賃金が以下のとおり改定されます。		
地域別最低賃金		効力発生日
福岡県最低賃金	1時間 727円	平成26年10月5日
特定最低賃金		効力発生日
製鉄業・製鋼・製鋼圧延業・鋼材製造業	1時間 865円	平成26年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 821円	
輸送用機械器具製造業	1時間 844円	
百貨店、総合スーパー (※)	1時間 790円	
自動車(新車)小売業	1時間 834円	
<small>※ 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの。</small>		
<small>特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間727円)が適用されます。</small>		
<small>詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金課 (TEL:092-411-4578) または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。</small>		

弁護士による無料法律相談を受付中！！

商工会では、取引や労働トラブルが発生した場合などに、ご相談いただける無料の個別法律相談を随時行っております。

ご相談を希望される方は、商工会(☎222-2111)までお問い合わせください。無料相談の相談時間の目安は約30分です。

(担当：吉岡、武谷)



“小規模企業者等設備貸与支援事業”の廃止を受けた勧誘行為にご注意ください！！

H26年度末をもって廃止される“小規模企業者等設備導入資金助成法”に基づく設備貸与事業について「株式会社商工中央ファイナンス」なる企業が、現行制度廃止後の受け皿と偽り勧誘行為を行っているとの情報提供がありました。そのような企業が受け皿となる事実はないため、会員のみなさまにおかれましては、くれぐれもご注意ください。

大好評！保険の見直し相談会を開催します

商工会では、下記の日時で保険の個別相談会を開催いたします。専門のアドバイザーを招き、皆様が現在ご加入の保険等を見直し、ライフスタイルに合った診断をいたします。

□開催日時 1/21(水) 13:00～16:00 (※要予約)
□場所 芦屋町商工会

こんな方にオススメです！

- ・保険の見直しで経費(家計)の削減を図りたい…
- ・社長(主人)にもしものことがあったら…
- ・今の保険で老後の生活は大丈夫だろうか…

そんな悩みにお答えします！

生命保険	医療保険	小規模企業共済
保険を根本から見直したい方はまずこちらから	病気・けがの入院・手術・通院など	節税しながら退職金が貯まる国が運営する共済

etc…

1～2月商工会行事

- 1/14(水) 18:30～ 会員親睦名刺交換会
- 1/15(木) 10:00～16:00 税務相談日
- // 14:00～ 全国展開プロジェクト第6回専門委員会
- 1/19(月) 13:30～16:30 補助金を受けるためのポイントセミナー
- 1/21(水) 13:00～ 保険の見直しセミナー
- 1/27(火) 14:00～ 全国展開プロジェクト第3回本委員会